

東京大学大学院農学生命科学研究科組織規則

平成16年4月1日

役員会議決

東大規則第48号

[沿革](#)

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学基本組織規則(以下「基本組織規則」という。)に定めのあるもののほか、東京大学大学院農学生命科学研究科(以下「研究科」という。)の管理運営組織に関し必要な事項について定める。

(専攻及び講座)

第2条 研究科に、次に掲げる専攻及び講座を置く。

生産・環境生物学専攻

基幹講座 資源創成生物学、応用生物学領域、基礎生物学領域

協力講座 アジア生物資源学、生産生態学

応用生命化学専攻

基幹講座 生物機能化学、生物生産化学、食品科学

協力講座 食品安全化学、放射線農学

応用生命工学専攻

基幹講座 生物分子工学、生物機能工学

協力講座 生物生産工学

森林科学専攻

基幹講座 森林生命環境科学、森林資源環境科学

協力講座 アジア生物環境学、森林生態圏管理学

水圏生物科学専攻

基幹講座 水圏生物工学、水圏生命科学、水圏生産環境科学

協力講座 海洋生物科学

農業・資源経済学専攻

基幹講座 国際食料システム学、農業構造・経営学、開発政策・経済学

協力講座 生態調和経済学

生物・環境工学専攻

基幹講座 生物環境情報工学、地域環境工学、生物システム工学

協力講座 生態調和工学

連携講座 エコロジカル・セイフティー学

生物材料科学専攻

基幹講座 生物素材科学、材料・住科学、バイオマス化学

農学国際専攻

基幹講座 国際動物生産学、国際植物生産学、地球生物環境学、国際開発環境学

協力講座 国際生態系管理

生圏システム学専攻

基幹講座 生物保全学、生圏管理学

協力講座 生圏相関科学

連携講座 エコロジカル・セイフティー学

応用動物科学専攻

基幹講座 高次生体制御学、動物機能科学

協力講座 実験資源動物科学

獣医学専攻

基幹講座 比較動物医科学、病態動物医科学、臨床獣医学

協力講座 疾患モデル学、ウイルス感染症・感染制御学、食品病原微生物学、高度医療科学、応用定量生命科学

(附属施設)

第3条 研究科に、基本組織規則第44条の規定に基づき、教育又は研究のために次に掲げる附属施設を置く。

生態調和農学機構、演習林、牧場、動物医療センター、水産実験所、アジア生物資源環境研究センター、アグロバイオテクノロジー研究センター

2 前項のほか、研究科に必要な応じ附属施設を置くことができる。

3 前2項の附属施設の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究に関する協力)

第4条 研究科の教育研究は、新領域創成科学研究科、定量生命科学研究所、大気海洋研究所、東洋文化研究所及び医科学研究所の協力を受けて実施する。

2 前項のほか、研究科の教育研究は、国立医薬品食品衛生研究所、国立感染症研究所、農林水産政策研究所、動物医薬品検査所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人理化学研究所、公益財団法人東京都農林水産振興財団、国立研究開発法人海洋研究開発機構及び国立研究開発法人産業技術総合研究所の協力を受けて実施する。

(教授会)

第5条 研究科に、基本組織規則第29条第1項の規定に基づき、研究科教授会を置く。

2 研究科教授会は、研究科の大学院基幹講座に所属の教授及び准教授並びに研究科附属施設に所属の教授及び准教授をもって構成する。

3 研究科教授会は、研究科の教育研究及び管理運営に関する重要事項並びに基本組織規則又はその他の規則によりその権限に属する事項を審議し議決する。ただし、特に第8条の教育会議の所管に属させられた事項を除く。

4 研究科教授会に関しその他必要な事項については、別に定める。

(専攻長・附属施設長会議)

第6条 研究科教授会のもとに、専攻長・附属施設長会議を置く。

2 専攻長・附属施設長会議は、研究科長、副研究科長、副学部長、専攻長、附属施設長及び事務部長をもって組織する。

3 専攻長・附属施設長会議に、議長を置く。議長は、研究科長をもって充てる。

4 専攻長・附属施設長会議は、研究科教授会に上程する事項及びその他研究科の管理運営に関する事項について審議する。

(専攻教授会)

第7条 専攻に、基本組織規則第29条第4項の規定に基づき、専攻教授会を置くことができる。

2 専攻教授会の組織及び審議事項については、各専攻の定めるところによる。

(教育会議)

第8条 研究科に、基本組織規則第30条第1項の規定に基づき、研究科教育会議を置く。

2 研究科教育会議は、基本組織規則第30条第2項及び第3項に掲げる事項を審議し議決する。

3 研究科教育会議に、委員長を置く。委員長は、研究科長をもって充てる。

4 研究科教育会議に、議長を置く。議長は、研究科長が指名する副研究科長をもって充てる。

5 研究科教育会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 研究科長

(2) 副研究科長 1名

(3) 各専攻主任

(4) 研究科に特に関係の深い他の研究科及び附置研究所から推薦された教員 各1名

(5) 専攻から選ばれた教員 各1名

6 前項第4号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専攻会議)

第9条 研究科教育会議のもとに、専攻会議を置く。

2 専攻会議の組織及び審議事項については、各専攻の定めるところによる。

(研究科長)

第10条 研究科に、基本組織規則第31条第1項の規定に基づき、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科を代表して研究科に関する校務をつかさどり、その他基本組織規則の定める職務を行う。

3 研究科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在任することはできない。

4 研究科長に関しその他必要な事項については、別に定める。

(副研究科長)

第11条 研究科に、基本組織規則第31条第8項の規定に基づき、研究科長の職務を補佐するため副研究科長若干名を置く。

2 副研究科長は、研究科長が委嘱する。

3 副研究科長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(専攻長)

第12条 専攻に、基本組織規則第32条第1項の規定に基づき、専攻長を置く。専攻長は、専攻に関する校務をつかさどる。

2 専攻長の任期は、2年とし、再任を妨げない。補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(附属施設長)

第13条 第3条に定める附属施設に、附属施設長を置く。

2 附属施設長は、附属施設の管理運営にあたる。

3 附属施設長に関しその他必要な事項は、別に定める。

(専攻主任)

第14条 専攻に、専攻主任を置く。専攻主任は、研究科教育会議の委員としての職務を行う。

2 専攻主任の任期は、2年とし、再任を妨げない。補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務組織)

第15条 研究科の事務を処理するための組織については、別に定める。

(細則への委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月28日から施行し、この規則による改正後の東京大学大学院農学生命科学研究科組織規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年6月21日から施行し、この規則による改正後の東京大学大学院農学生命科学研究科組織規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年9月27日から施行し、この規則による改正後の東京大学大学院農学生命科学研究科組織規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年6月24日から施行し、この規則による改正後の東京大学大学院農学生命科学研究科組織規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年5月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年7月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年7月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

沿革

東京大学大学院農学生命科学研究科組織規則

体系情報

□第1編 組織及び運営

▽第5章 大学院

沿革

◆平成16年04月01日 役員会議決

◇平成16年04月28日

◇平成18年04月28日

◇平成18年09月26日

◇平成18年11月30日

◇平成19年03月22日

◇平成19年06月21日

◇平成19年09月27日

◇平成20年03月25日

◇平成22年03月25日

◇平成22年06月24日

◇平成23年03月28日

◇平成24年03月29日

◇平成24年06月28日

◇平成27年03月26日

◇平成27年05月25日

◇平成28年07月14日

◇平成29年03月30日

◇平成29年07月20日

◇平成30年03月20日

◇令和03年03月18日

◇令和04年03月24日

◇令和05年03月23日

◇令和06年03月21日